

特別支援学級担任に変更があるときの調整額の支給について

例は、平成26年11月

本務者A=教諭

後任者B=講師

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
A	勤務										病気休暇																				
B										○																					
											勤務																				

↑  
引継日

○=支給対象日

**【解説】**  
引継日は、引継を行う者に調整額が支給され、当該月の支給については、日割り計算となる。

計算式：調整額 × 当該月の勤務日数 ÷ (当該月の日数 - 週休日)

例の場合 本務者Aの11月の支給額 10,900 × 6 ÷ (30 - 10) = **3,270円**  
後任者Bの11月の支給額 8,400 × 14 ÷ (30 - 10) = **5,880円**

給料の調整額

職員の給与の支給等に関する規則第9条 別表5の調整基本額 × 別表4の調整数

別表4

公立の特別支援学校	現に特別支援教育に直接従事することを本務とする教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師並びに校長、副校長、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員	1
公立の小学校及び中学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員及び学校教育法施行規則第140条に規定する心身の故障に応じて行われる特別の指導に直接従事することを本務とする職員	1

別表5

6 小学校・中学校等教育職給料表

職務の級	調整基本額
1級	8,400円
2級	10,900円
特2級	11,200円
3級	11,700円
4級	12,800円